

第 2 1 期

野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会の野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書

制 定：平成 15 年 3 月 24 日 知事承認

最終変更：令和 7 年 3 月 28 日 知事承認

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会（以下「本会」という。）が行う業務のうち、野菜生産出荷安定事業の実施についての基本的な事項を定め、もってその事業の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 本会は、その行う業務の公共性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに能率的かつ効果的に運営するものとする。

(業 務)

第 3 条 本会は、別表 1 に掲げる本事業の対象となる野菜（以下「対象野菜」という。）の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し第 4 条に規定する農協との間に委託関係のある生産者（以下「受益者」という。）及び大規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、交付金を交付する事業を行う。

2 対象野菜及びその出荷期間は別表 1 のとおりとする。

3 本事業の対象となる市場（以下「対象市場」という。）は全国農業協同組合連合会福岡県本部（以下「全農福岡県本部」という。）が指定する卸売市場等とし、大規模生産者にあつては出荷した卸売市場等とする。

4 事業期間は 3 年とし、その期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日とする。

第 2 章 対象者

(対象者)

第 4 条 本会が行なう野菜生産出荷安定事業の対象者は、第 7 条に定める交付予約数量を申込み、かつ第 12 条により負担金を納入した、下記の者とする。（以下「対象者」という。）

1 全農福岡県本部の構成員である農協で、次の何れかの産地に該当し、交付金の対象となる対象野菜の販売を全農福岡県本部に委託している者

(1) 野菜指定産地：野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）により指定された産地

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象産地

(3) 野菜集団産地：福岡県野菜集団産地育成対策要綱（昭和 61 年 6 月 13 日園野第 48 号）により指定された産地

2 大規模生産者

福岡県野菜大規模生産者育成対策要綱（平成 15 年 10 月 16 日付け 15 生野第 120 号）に規定された者

(事業への加入)

第 5 条 本事業に加入しようとする者は、その名称及び所在地を記載した別記様式第 1 号による申込書に、

次に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。なお、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 175 条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という）との重複加入は認めない。

- (1) 第 7 条第 1 項に基づく交付予約申込数量
 - (2) 第 7 条第 2 項に基づく市町村長の同意書
 - (3) 第 12 条に定める負担金の負担を承諾したことを証する書面
 - (4) 農協にあっては、前第 1 号から第 3 号のほか全農福岡県本部に対する対象野菜の販売を委託したことを証する書面（全農福岡県本部指定様式）
 - (5) その他本会が必要と認める書類
- 2 第 1 項による申込書は、全農福岡県本部を経由して行うものとし、大規模生産者は市町村を経由して行うものとする。
- 3 本会は、前条の申し込みを受け、これを承認したときはその旨を対象者に通知するものとする。

（事業に加入する権利の喪失）

第 6 条 事業の加入者は、次の事由によりその権利を失う。

- (1) 第 4 条に該当しなくなった場合
- (2) 負担金の納入、その他本会に対する義務の履行を怠った場合
- (3) 業務方法書に違反した場合

第 3 章 予約申込及び交付準備金

（交付予約数量の申し込み）

第 7 条 対象者は、本会が別に定める期日までに、別記様式第 2 号により当該対象年間に係る対象野菜の交付予約数量を申し込み、本会の承認を受けるものとする。

- 2 前項の申し込みは、別記様式第 3 号による市町村長の同意書を添え、農協にあっては全農福岡県本部を経由して行うものとし、大規模生産者にあっては市町村を経由して行うものとする。

（交付準備金）

第 8 条 交付準備金の造成は、次の割合により行うものとする。

- (1) 品目勘定
 - ア 受益者及び大規模生産者

・ 受益者	40%
・ 大規模生産者	50%
 - イ 農業協同組合
 - ウ 市町村
 - (2) 共通勘定

エ 第 9 条の農業協同組合連合会及び全農福岡県本部	5%
オ 県	40%
- 2 交付準備金を別表 1 に記載する業務区分ごとに、品目勘定と共通勘定に区分して整理するものとし、品目勘定間の流用は行わないものとする。
- 3 品目勘定は、対象野菜に係る負担金の一部、助成金の一部及び繰入金を持って造成し、対象野菜

の交付金の交付の資金に充てるものとする。

- 4 共通勘定は、負担金の一部、助成金の一部、拠出金、交付準備金の果実の一部及び繰入金をもって造成し、対象野菜の交付金の交付の資金に充てるものとする。

第4章 拠出金及び負担金

(拠出金)

第9条 拠出金は、福岡県農業協同組合中央会、福岡県信用農業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会福岡県本部が出損するものとする。

(拠出金の額及び納入方法)

第10条 拠出金の額は、理事会で承認された基準によるものとし、原則として事業期間当初に納入するものとする。

ただし、理事会で特に必要と認められたときは分割してこれを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により納入する拠出金は、本会の通知する方法により、現金をもって納入するものとする。

- 3 納入した拠出金は返還しないものとする

(基準価格、補償基準価格、資金造成単価及び最低基準価格)

第11条 交付金の交付の基礎となる価格(以下「基準価格」という。)、別表1に定める対象野菜ごとに、算定し、事業期間内は変更しないものとする。

- (1) 農協にあっては、農協別に平成30年度から令和5年度までの6か年の全農福岡県本部の共販価格の基準価格を算定する。

- (2) 大規模生産者にあっては、平成30年度から令和5年度までの6か年の市場販売価格の基準価格を算定する。

- 2 補償基準価格、資金造成単価及び最低基準価格は、次のとおり算定する。

- (1) 補償基準価格

基準価格に90%を乗じた額とする。

- (2) 資金造成単価

基準価格に、資金造成率を乗じた額とする。

資金造成率は、当該野菜の価格変動幅等により、4%、5%又は10%とする。

- (3) 最低基準価格

補償基準価格から資金造成単価を差し引いた額とする。

- 3 本会は、前項による基準価格を決定するときは、あらかじめ県農林水産部長と協議するものとする。

(負担金)

第12条 負担金は、対象者及び対象者の構成員である受益者が負担するものとする。

- 2 本会は、各関係(機関)者の負担金の持分を明らかにしておくものとする。

(負担金の額及び納入方法)

第13条 負担金等の額は、資金造成単価に交付予約数量及び第8条1項の交付金造成割合を乗じて得た額(1円未満の端数は4捨5入)とする。

ただし、第 14 条に規定する残余金がある場合における負担金の額は、この額から残余金を控除した額とする。

2 受益者負担金は、別表 1 の受益者負担金の納入期限の欄に掲げる期日までに交付予約数量を申し込んだ対象者が取りまとめて納入するものとし、大規模生産者負担金は大規模生産者が本会に直接納入するものとする。

3 対象者負担金は、理事会で承認された方法により原則として事業期間当初に納入するものとする。

ただし、理事会でやむをえないと認められたときは分割してこれを行うことができるものとする。

4 負担金のうち全農福岡県本部については、第 10 条を準用する。

5 負担金の負担者は、負担金の納入について、相殺をもって本会に対抗できない。

(事業期間終了時の措置)

第 14 条 第 3 条第 4 項に定める事業期間の最終年度の末において残余金があるときは、次期事業期間に必要なとする資金の範囲内において次期事業資金として繰入れるものとする。

ただし、品目勘定に残余金があるときは、その一部を受益者・農協・市町村に払戻しすることができるものとする。

(事業期間中の措置)

第 15 条 第 3 条第 4 項に定める事業期間の中途において対象者が第 6 条に規定する資格喪失に至った場合、品目勘定に残余金があるときは受益者・農協・市町村の申請に基づき納入した負担金等(残余金)を払戻しすることができるものとする。

第 5 章 交 付 金 の 交 付

(交付金の額)

第 16 条 交付金の交付の額は、原則として全農福岡県本部が行う調整出荷に係る対象野菜のうち対象者が出荷した対象市場(大規模生産者にあつては出荷市場)における一か月ごとの加重平均価格(以下「市場価格」という。)が、補償基準価格を下回った場合、その下回った差額(最低基準価格を下回った場合は、補償基準価格と最低基準価格との差額)で、あらかじめ県農林水産部長と協議して理事長が決定した額に、対象者ごとに交付予約数量を限度とした対象出荷期間の実績数量を乗じて得た額とする。

2 第 1 項に定める額は、交付準備金の範囲内の額とする。

3 交付金の交付の決定は、対象野菜ごとに対象出荷期間終了後速やかに行うものとする。

(出荷数量)

第 17 条 対象野菜の出荷数量及び市場価格は、対象市場の卸売業者が発行する仕切り書等に基づいたものとする。

2 本会は、全農福岡県本部が取りまとめた対象野菜の出荷実績に基づき農協に対し前項の出荷数量の確認を行うものとし、農協は確認の上別記様式第 4 号又は別記様式第 5 号により、本会に確認の回答を行うものとする。なお、補給交付金等の交付の対象としない数量(本事業を利用しない期間における出荷を委託した数量)がある場合は、別記様式第 9 号を添付するものとする。

3 大規模生産者にあつては、本会が大規模生産者の対象野菜出荷数量を直接確認するため、別記様式第6号により本会あて出荷実績の報告を行うものとする。

(交付金の交付予定額の通知)

第18条 本会は、市場価格が補償基準価格を下回っているときは、対象者に交付予定額を通知するものとする。

(交付金の交付申請)

第19条 対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに別記様式第7号による交付金交付申請書を本会に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第20条 本会は、前条の交付金交付申請書を受け取ったときは、これを審査し遅滞なく交付金を交付するものとする。

2 本会は、第16条第2項の規定により、削減した額を交付金として交付する場合には、その理由を記載した書面をもってその旨を対象者に通知するものとする。

3 本会は、交付金を交付したときは関係市町村等に対し交付金の交付額を通知するものとする。

(交付金の配分)

第21条 交付金の交付を受けた対象者は、速やかにこれを受益者に配分しなければならない。

2 対象者は、前項により交付金を配分したときは、遅滞なく別記様式第8号による交付金配分報告書を本会に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第22条 本会は、対象者が次の一つに該当する場合には、当該対象者に対し交付金の交付を中止し、又は既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 本会に提出した交付金交付申請書に虚偽の記載があった場合

(2) 負担金の納入その他本会に対する義務の履行を怠っている場合

(3) 適正な格付けによらない等、不正行為を行った場合

(4) 第21条に規定する、受益者への交付金の配分を行わなかった場合

(5) 対象者が出荷した数量が、全農福岡県本部が定めた調整出荷数量に対し著しく増減となり、調整出荷の目的の達成を阻害したと認められる場合

(6) 第5条に規定する収入保険に加入していることが認められた場合

(本事業から国庫事業へ移行する場合の取扱い)

第23条 本事業の対象者が、国庫事業へ移行する場合には、理事長の承認を得なければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第24条 本会は、特に必要があると認められるときは対象者に対し、対象者の業務の状況並びに交付金の交付のための措置等について報告を徴し、もしくは調査し、又は書類及び帳簿等の閲覧を求めることができる。

附 則

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様

式

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

（所 在 地）
（対 象 者）
（代 表 者 名）

㊞

野菜生産出荷安定事業
加入申込書

このことについて、野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第 5 条の規定に基づき、
下記の関係書類を添え申込みます。

記

1. 業務方法書第 7 条第 1 項の規定に基づく交付予約数量申込書（別記様式第 2 号）
2. 業務方法書第 7 条第 2 項の規定に基づく交付予約数量の申込みに対する市町村
の同意書（別記様式第 3 号）
3. 負担金承諾書（様式 1 の 1）
4. 全農福岡県本部に対する販売委託申込書（写）（様式 1 の 2）

注：大規模生産者は、関係書類 4 の添付は不要

別記様式第2号（第7条第1項関係）

別記様式第1号の「加入申込書」の添付書類1

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿
(全農福岡県本部経由)

(所在地)
(対象者)
(代表者名)

印

野菜生産出荷安定事業
交付予約数量申込書

このことについて、野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第7条第1項の規定により、
交付予約数量を下記のとおり申込みます。

記

業 務 対 象 年 間				令和7年4月から令和10年3月まで
業 務 区 分				交付予約数量（トン）
対 象 野 菜	期 別	出荷期間（月）	資金造成率（％）	

別記様式第3号（第7条第2項関係）

別記様式第1号の「加入申込書」の添付書類2

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

（所在地）

（市町村長）

㊞

野菜生産出荷安定事業
交付予約数量の申込みに対する同意書

野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第7条第2項の規定に基づき、〇〇〇農業協同組合が下記のとおり交付予約数量を申込みについては、異存なく同意します。

記

業 務 対 象 年 間			令和7年4月から令和10年3月まで	
業 務 区 分				交付予約数量（トン）
対 象 野 菜	期 別	出荷期間（月）	資金造成率（％）	

注：大規模生産者は本文中の農業協同組合を姓名に読み替える。

(様式 1 の 1)

別記様式第 1 号の「加入申込書」の添付書類 3

負 担 金 承 諾 書

野菜生産出荷安定事業の資金に充てるため、本農業協同組合の交付予約数量に対応する金額を協会の指示する方法により負担することを承諾します。

年 月 日

(所 在 地)

(対 象 者)

(代 表 者 名)

⑩

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

注：大規模生産者は本文中の農業協同組合を姓名に読み替える。

別記様式第4号（第17条第2項関係）

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

対 象 者
代 表 者 名
（報告部署責任者： ）

野菜生産出荷安定事業対象品目出荷数量の確認について

年 月 日付け ふ園野第 号による出荷数量照合の依頼については、
確認の結果相違ありませんので回答します。

所 属 課

担 当 者 ㊞

注) 補給交付金等の交付の対象としない数量（本事業を利用しない期間における出荷を委託した数量）
がある場合は、別記様式第9号を添付してください。

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

対 象 者
代 表 者 名
(報告部署責任者:)

野菜生産出荷安定事業対象品目出荷数量の確認について

年 月 日付け ふ園野第 号による出荷数量照合の依頼については、
確認の結果下記のとおり相違がありましたので回答します。

記

(単位:数量 Kg、金額 円)

日 付	品 目	市 場	相違内容	協会実績	修正後実績	修正理由
			数量 金額			
			数量 金額			
			数量 金額			
			数量 金額			

注) 売買仕切り書1枚ごとに記入してください。

注) 補給交付金等の交付の対象としない数量（本事業を利用しない期間における出荷を委託した数量）がある場合は、別記様式第9号を添付してください。

所 属 課
担 当 者

印

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

対象者
代表者名 ⑩

野菜生産出荷安定事業対象野菜出荷実績の報告について

このことについて、野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第17条第3項の規定により、下記のとおり出荷実績を報告します。

記

（単位：数量 K g、金額 円）

日 付	対象野菜	市 場	数 量	金 額
上旬計				
中旬計				
下旬計				
月 計				

注：実績確認ができる書類（売買仕切り書等）を必ず添付すること。

別記様式第7号（第19条関係）

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理事長 殿

所 在 地
対 象 者
代 表 者 名

㊞

野菜生産出荷安定事業交付金交付申請書

このことについて、野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第19条の規定に基づき、
下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

1. 交付金交付申請総額 円

2. 対象野菜別内訳 別紙のとおり

別紙

(単位：数量 K g、金額 円)

業務区分	対象野菜			
	期 別			
	出荷期間	月	月	月
交付対象数量				
交 付 単 価				
交 付 金 額				

業務区分	対象野菜			
	期 別			
	出荷期間	月	月	月
交付対象数量				
交 付 単 価				
交 付 金 額				

業務区分	対象野菜			
	期 別			
	出荷期間	月	月	月
交付対象数量				
交 付 単 価				
交 付 金 額				

資金造成額	円	交 付 実 績	円	今回交付額	円
-------	---	---------	---	-------	---

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

所 在 地
対 象 者
代 表 者 名
(報告部署責任者： ⑩)

野菜生産出荷安定事業交付金配分報告書

このことについて、野菜生産出荷安定事業に係る業務方法書第21条第2項の規定により報告します。

記

業 務 区 分	対象野菜			
	期 別			
	出荷期間	月 ～ 月	月 ～ 月	月 ～ 月
交 付 金 額		円	円	円
交付金受領年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
受益者に対する 配 分 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
配 分 受 益 者 数		戸	戸	戸

参考：関連様式

番 号
年 月 日

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会
理 事 長 殿

所 在 地
対 象 者
代 表 者 名

㊞

交 付 金 辞 退 届

このことについて、下記のとおり交付金の交付申請を辞退します。

記

- 1 対象野菜
- 2 出荷期間
- 3 交付金辞退額
- 4 受益者数
- 5 辞退の理由

野菜生産出荷安定事業
対象品目別実績（除外数量等）報告書（ 月）
【 農業協同組合】

（単位：数量 K g）

対象品目	総出荷実績	加入者実績	未加入者実績

*この実績は、荷受数量をもとに記入してください。

注）補給交付金等の交付の対象としない数量（本事業を利用しない期間における出荷を委託した数量）がある場合に、別記様式4号又は別記様式5号に添付してください。

別表1

業 務 区 分				基準価格 (円)	補償基準 価格 (円)	資金造成率 (%)	最低基準 価格 (円)	資金造成 単価 (円)	受益者負担金 納入期限
対象野菜	期	出荷期間	農 協 名						
かぶ	1	1 0 ～ 1 2	福岡市	82.09	73.88	10	65.67	8.21	8月29日
	2	1 ～ 3	福岡市	58.75	52.88	10	47.00	5.88	11月28日
キャベツ	1	4 ～ 6	福岡市	73.21	65.89	10	58.57	7.32	4月30日
レタス	1	4 ～ 6	柳川	103.61	93.25	10	82.89	10.36	4月30日
ほうれんそう	2	1 0 ～ 1 2	みい	474.03	426.63	10	379.23	47.40	8月29日
	3	1 ～ 3	みい	455.24	409.72	5	386.96	22.76	11月28日
ブロッコリー	1	4 ～ 6	粕屋	306.12	275.51	10	244.90	30.61	4月30日
	2	9 ～ 1 2	粕屋	283.36	255.02	5	240.85	14.17	7月31日
	3	1 ～ 3	粕屋	252.11	226.90	10	201.69	25.21	11月28日
セルリー	2	1 2 ～ 1 2	南筑後	174.15	156.74	10	139.32	17.42	10月31日
葉ねぎ	1	4 ～ 8	久留米市	355.32	319.79	10	284.26	35.53	4月30日
	2	9 ～ 1 2	久留米市	446.93	402.24	10	357.55	44.69	7月31日
	3	1 ～ 3	久留米市	324.04	291.64	10	259.24	32.40	11月28日
青ねぎ	1	4 ～ 6	筑前あさくら	773.19	695.87	5	657.21	38.66	4月30日
			みい	595.43	535.89	5	506.12	29.77	4月30日
			福岡大城	587.22	528.50	5	499.14	29.36	4月30日
	2	7 ～ 9	筑前あさくら	1,177.85	1,060.07	10	942.28	117.79	5月30日
			みい	1,090.76	981.68	10	872.60	109.08	5月30日
			福岡大城	1,006.51	905.86	10	805.21	100.65	5月30日
	3	1 0 ～ 1 2	筑前あさくら	989.17	890.25	10	791.33	98.92	8月29日
			みい	797.95	718.16	10	638.36	79.80	8月29日
			福岡大城	781.05	702.95	10	624.84	78.11	8月29日
	4	1 ～ 3	筑前あさくら	807.69	726.92	10	646.15	80.77	11月28日
			みい	593.87	534.48	10	475.09	59.39	11月28日
			福岡大城	620.53	558.48	10	496.43	62.05	11月28日
なす	2	7 ～ 1 0	福岡八女	448.98	404.08	10	359.18	44.90	5月30日
トマト	1	4 ～ 6	北九州	188.65	169.79	5	160.36	9.43	4月30日
	2	7 ～ 1 0	北九州	185.75	167.18	10	148.60	18.58	5月30日
	4	1 ～ 3	北九州	261.25	235.13	10	209.00	26.13	11月28日
オクラ	1	6 ～ 1 0	柳川	838.68	754.81	10	670.94	83.87	5月1日
いんげん	1	4 ～ 5	福岡八女	636.02	572.42	5	540.62	31.80	4月30日
	2	6 ～ 9	福岡八女	520.30	468.27	5	442.25	26.02	5月1日
えだまめ	1	6 ～ 9	福岡市	672.46	605.21	5	571.59	33.62	5月1日
菜の花	1	4 ～ 4	糸島	1,389.16	1,250.24	10	1,111.32	138.92	4月30日
	2	1 1 ～ 1 2	糸島	1,010.40	909.36	10	808.32	101.04	9月30日
	3	1 ～ 3	糸島	1,067.25	960.53	10	853.80	106.73	11月28日
			北九州	888.67	799.80	10	710.93	88.87	11月28日
ミニトマト	1	4 ～ 6	北九州	633.49	570.14	10	506.79	63.35	4月30日
	2	7 ～ 9	北九州	870.99	783.89	10	696.79	87.10	5月30日
	3	1 0 ～ 1 2	北九州	1,033.63	930.27	10	826.91	103.36	8月29日
赤しそ	1	6 ～ 7	北九州	520.31	468.28	10	416.25	52.03	5月1日
えのき茸	1	4 ～ 6	福岡大城	206.03	185.43	10	164.83	20.60	4月30日
	2	7 ～ 9	福岡大城	204.80	184.32	10	163.84	20.48	5月30日
	3	1 0 ～ 1 2	福岡大城	278.90	251.01	10	223.12	27.89	8月29日
	4	1 ～ 3	福岡大城	266.17	239.55	5	226.24	13.31	11月28日

業 務 区 分				基準価格 (円)	補償基準 価格 (円)	資金造成率 (%)	最低基準 価格 (円)	資金造成 単価 (円)	受益者負担金 納入期限
対象野菜	期	出荷期間	農 協 名						
し め じ	1	4 ～ 6	福 岡 大 城	303.06	272.75	10	242.44	30.31	4月30日
	2	7 ～ 9	福 岡 大 城	289.00	260.10	10	231.20	28.90	5月30日
	3	1 0 ～ 1 2	福 岡 大 城	354.40	318.96	10	283.52	35.44	8月29日
	4	1 ～ 3	福 岡 大 城	325.02	292.52	5	276.27	16.25	11月28日
い ち ご	1	4 ～ 5	粕 屋	1,037.02	933.32	4	891.84	41.48	4月30日
			福岡市東部	920.62	828.56	4	791.74	36.82	4月30日
			に じ	1,094.42	984.98	4	941.20	43.78	4月30日
			三 漕 町	1,050.81	945.73	4	903.70	42.03	4月30日
			福 岡 大 城	1,024.37	921.93	4	880.96	40.97	4月30日
			福 岡 八 女	1,084.70	976.23	4	932.84	43.39	4月30日
			南 筑 後	1,055.48	949.93	4	907.71	42.22	4月30日
			北 九 州	1,018.15	916.34	4	875.61	40.73	4月30日
い ち ご	2	1 1 ～ 1 2	粕 屋	2,311.04	2,079.94	4	1,987.50	92.44	9月30日
			福岡市東部	2,195.51	1,975.96	4	1,888.14	87.82	9月30日
			に じ	2,356.76	2,121.08	4	2,026.81	94.27	9月30日
			三 漕 町	2,347.22	2,112.50	4	2,018.61	93.89	9月30日
			福 岡 大 城	2,302.41	2,072.17	4	1,980.07	92.10	9月30日
			福 岡 八 女	2,324.49	2,092.04	4	1,999.06	92.98	9月30日
			南 筑 後	2,274.06	2,046.65	4	1,955.69	90.96	9月30日
			北 九 州	2,353.48	2,118.13	4	2,023.99	94.14	9月30日
い ち ご	3	1 ～ 3	粕 屋	1,538.72	1,384.85	4	1,323.30	61.55	11月28日
			福岡市東部	1,551.41	1,396.27	4	1,334.21	62.06	11月28日
			に じ	1,642.51	1,478.26	4	1,412.56	65.70	11月28日
			三 漕 町	1,627.22	1,464.50	4	1,399.41	65.09	11月28日
			福 岡 大 城	1,574.64	1,417.18	4	1,354.19	62.99	11月28日
			福 岡 八 女	1,599.48	1,439.53	4	1,375.55	63.98	11月28日
			南 筑 後	1,590.33	1,431.30	4	1,367.69	63.61	11月28日
			北 九 州	1,652.53	1,487.28	4	1,421.18	66.10	11月28日
す い か	1	6 ～ 8	福 岡 市	142.70	128.43	10	114.16	14.27	5月1日
			北 九 州	153.36	138.02	10	122.68	15.34	5月1日